

あえ〜る

2024年度 がんばっ展 in 安中

安中人権コミュニティセンターでは『がんばっ展 in 安中』を開催します。

今年も、受講生等の発表会作品展示、健康コーナー、人権啓発講演会、子ども達の人権作品展示、地域の方々の行事写真展など、盛りだくさんの内容となっています。

みなさんお誘いあわせのうえ、ぜひ、『がんばっ展 in 安中』にお越しください。

日時： 2月14日（金）

【主な内容】 講座生作品展示、人権作品展示
地域行事写真展、健康コーナーなど

2月15日（土）

【主な内容】 講座生作品展示、人権作品展示
地域行事写真展、健康コーナーなど

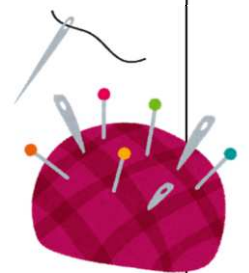
人権啓発講演会

2月16日（日）

【主な内容】 講座生作品展示、人権作品展示
地域行事写真展、催し（発表会）など
“おふくろの味”軽食販売（100食限定）
“ふれあい喫茶”「高美」（コーヒーなど）

※内容は変更になる場合があります。詳細は次号のあえ〜るをご覧ください。

場所： 安中人権コミュニティセンター **お問合せ：** 072-922-1491





気をつけて！！ 特殊詐欺被害が 急増しています！



先月、安中地域で「不用品を買い取りする」という業者が訪ねてきて、女性であったため気を許して家の中にあげたところ、続いて男性2人が入ってきて、「貴金属がないか」などと強い口調で言われ、タンスの引き出しを開けろと要求されました。市役所に電話しようとする、「別の者がキャンセル料を徴収に来る」と言い残し出て行きました。110番通報し、事なきを得ましたが、こわい思いをされました。



訪問者を家に入れない！

不審な電話がかかってきたら、電話を切り、
110番 家族に相談するか
警察署に通報する！



暗証番号は誰にも教えない！

現金、通帳やキャッシュカードは

絶対に渡さない！

ATMで医療費や保険料の

還付の手続きはできません！



携帯電話に「未払い料金のお知らせ」、「不正ログインの通知」、「荷物の不在通知」などの不審なメッセージが届いても、

URL をクリックしない！



あなたのまちの健康相談

保健師が健康に関する様々な相談に応じます。

予約制

○日時：1月10日（金）・2月7日（金）

○対象：18歳以上の八尾市民

○場所：安中人権コミュニティセンター

○申込締切：**開催日の1週間前まで**

○連絡先：072-993-8600（八尾市保健センター）

道路交通法が改正されました



令和6年(2024年)11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」(「ながらスマホ」)の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。

自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、酒気帯び運転をするおそれがある者に対し酒類を提供した者等、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。

自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認しておきましょう。

- 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合 ➡ 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合 ➡ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 ➡ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合 ➡ 自転車の提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合 ➡ 酒類の提供者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗し、自転車の運転者が酒気帯び運転をした場合 ➡ 同乗者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

ほかにも…

- 傘さし運転 ➡ 5万円以下の罰金等
- イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転 ➡ 5万円以下の罰金
- 2人乗り ➡ 5万円以下の罰金。都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く。
- 並進運転 ➡ 2万円以下の罰金又は料料。「並進可」の標識があるところを除く。





年末年始のごみの収集

各地区とも

12月31日～1月3日は、ごみの収集がありません。

また年末年始は収集日が変更になっています。

詳しい日程は、市政だより12月号等に掲載されていますので、ご自分の地区の収集日をご確認ください。

【問合せ】環境事業課 TEL 072-991-6524



無料法律相談のご案内

予約制！無料！

相続や離婚、交通事故や近隣とのトラブルなどでお悩みのことはありませんか。法律の専門家である弁護士が、日常のさまざまな法律問題のご相談に応じます。この機会を、ぜひご利用ください。

日時： **12月18日（水）、1月22日（水）** 午後2時～午後4時

場所：安中人権コミュニティセンター

弁護士：中村 和也 氏（弁護士法人関・岸田・中村法律事務所）

申し込み：一般社団法人やお座、安中支部 Tel. 929-8656 / 998-3127

安中人権コミセン事務所 Tel. 922-1491

安中人権コミセン相談室 Tel. 922-1892



～人権問題や生活などに関する困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください～



八尾市立安中人権コミュニティセンター

〒581-0085 八尾市安中町8-5-30

TEL 072(922)1491 または 072(922)1891

FAX 072(999)4626

ホームページ https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/4-3-0-0-0_4.html

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>

一緒に解決策
を考えます！